

○自家用車公務使用取扱要綱の制定について

(平成 16 年 3 月 17 日沖例規務第 3 号／会第 2 号／監第 1 号)

改正 令和 2 年 3 月 17 日沖例規務第 2 号 令和 2 年 3 月 26 日沖例規務第 3 号

沖縄県警察職員が自家用車を公務で使用する場合について、その取扱基準等を定めることにより、自家用車の公務使用の適正な運用及び公務の円滑な遂行を図るため、別添のとおり「自家用車公務使用取扱要綱」を制定し、平成 16 年 4 月 1 日から施行することとしたので、運用上遺憾のないようにされたい。

別添

自家用車公務使用取扱要綱

第 1 目的

この要綱は、県警察職員（非常勤嘱託職員、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含む。以下同じ。）が自家用車を公務に使用する場合における当該自家用車の登録、使用の承認その他必要な手続を定めることを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱における用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 自家用車 県警察職員（以下「職員」という。）が所有し、又は管理し、若しくは自己のための運行の用に供する自動車（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「道交法」という。）第 3 条に規定する大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車及び道交法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）
- (2) 公用車 県警察が現に所有し、又は使用する自動車

第 3 公用車使用の原則

公務には、公用車を使用することを原則とする。

第 4 自家用車の登録等

- 1 自家用車を公務に使用する職員は、当該自家用車について、事前に自家用車公務使用登録（変更）届（様式第 1 号）を所属長に提出して、登録を受けなければならない。この場合において、登録事項（車両の登録番号を除く。）に変更があるときも同様とする。
- 2 所属長は、職員から登録の申請があった場合において、次に掲げるいずれかに該当するときは、登録してはならない。
 - (1) 強制保険（自動車損害賠償責任保険をいう。）及び任意保険にあっては下表に定める内容の契約を締結していない場合（当該保険の契約内容が職員に適用されないものとなっている場合を含む。）

自家用車の種類 ＼ 保険の種類	大型自動車 普通自動車	大型自動二輪車 普通自動二輪車	原動機付自転車
	対人賠償	1 億円以上	5,000 万円以上
対物賠償	500 万円以上	300 万円以上	100 万円以上

- (2) 点検整備が不十分であると認められる場合

- (3) 当該職員の運転経験が浅く（当該運転免許を取得後1年未満をいう。）、運転技術が未熟であると認められる場合
- 3 所属長は、公務に使用することができる自家用車として登録された自家用車（以下「登録自家用車」という。）について、2に掲げるいずれかに該当することとなった場合又は当該職員から登録解除の申出があった場合は、当該登録を解除するものとする。
- 4 所属長は、公務に使用する自家用車の登録又は登録自家用車の解除にあつては自家用車公務使用登録（変更）届により、当該登録及び解除の状況の管理にあつては別に定める一覧表により行うものとする。

第5 使用承認等

1 使用承認

登録自家用車を公務に使用する場合は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 登録自家用車を公務に使用する場合は、使用の都度、事前に自家用車公務使用承認申請書（様式第2号）を所属長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合で、事前の使用承認を得ることができないときは、口頭により承認を受けて使用できることとし、当該公務の終了後、速やかに自家用車公務使用承認申請書により承認を受けなければならない。

(2) 所属長は、登録自家用車を使用する職員（以下「使用職員」という。）の健康状態が運転に支障のない場合で、次に掲げるいずれかに該当するときに限り、登録自家用車の使用を承認するものとする。

ア 重大な事件又は事故が発生し、公用車又はレンタカーを使用することが困難なとき。

イ 犯罪捜査上、公用車又はレンタカーを使用しての公務の遂行に支障のあるとき。

ウ 公共交通機関が運行していないとき、又は公共交通機関を利用した場合、公務を遂行する上で著しく不便であり、登録自家用車を使用して業務を遂行することが効率的であると考えられるとき。

エ 災害その他緊急を要するとき。

オ アからエまでのほか公務を遂行する上で公用車を使用することができないとき。

2 同乗者の申請

使用職員は、登録自家用車を公務に使用する場で、ほかの職員を同乗させる場合は、自家用車公務使用承認申請書を提出する場合に当該申請書に記載して申請すること。

3 職員以外の同乗の禁止

登録自家用車を公務に使用する場合は、当該登録自家用車に同乗を承認された職員以外の者を同乗させてはならない。

第6 損害賠償

- 1 登録自家用車を公務に使用中に他人の生命若しくは身体又は財産に損害を与えた場合は、当該登録自家用車が締結している強制保険及び任意保険により賠償するものとする。

し、当該保険額を超えた損害については、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）の規定に基づき県（県警察本部）がその損害を賠償するものとする。

2 1 に定める損害賠償のほかは、登録自家用車の故障その他の損害については、県（県警察本部）は責任を負わないものとする。

第 7 公務災害

登録自家用車を公務に使用中、負傷又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）又は沖縄県議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 10 号）に定めるところにより補償するものとする。

第 8 旅費の取扱い

登録自家用車を公務に使用した場合は、沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 49 号）、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 47 年沖縄県条例第 41 号）等の関係規程に定めるところにより支給することができる。

第 9 その他

登録自家用車を公務に使用する場合の燃料費、保険料その他維持管理に係る経費は支給しないものとする。

第 10 適用除外

この要綱の規定は、沖縄県外においては適用しない。

附 則（令和 2 年 3 月 17 日沖例規務第 2 号）

附 則（令和 2 年 3 月 26 日沖例規務第 3 号）

様式等省略